

Abeanary 通信

～トピックス～

1. 相続の基本 配偶者控除と法定相続人
2. 税務カレンダー（2023年6月、7月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

自分を開発し、発展していくためには、他人と同じ考え、同じ行動をしてはならない

盛田昭夫（ソニー共同創業者）

※経営者100の言葉より引用

相続の基本 配偶者控除と法定相続人

◆遺産の総額から一定額控除できる金額

相続税は「相続した財産（+3年以内の贈与財産）から、負債や葬式費用等を差し引いた後の額」が基礎控除額を上回っている場合にかかります。

基礎控除額は3,000万円+600万円×法定相続人の数となります。この基礎控除を引いた後の課税遺産の総額を相続人ごとの法定相続割合で按分したものに税率がかかり、相続税額が決まります。

相続税にも「配偶者控除」が設定されており、配偶者が取得した正味の遺産額が、①1億6,000万円②遺産額に配偶者の法定相続分（子供がいる場合は1/2）を掛けた金額のどちらか多い金額までは相続税がかからない仕組みになっています。

配偶者がとても優遇される制度になっていますが、これには「財産の維持形成に対する配偶者の内助の功や今後の生活の保障などを考慮して設けられている」という説明がなされています。

◆法定相続人と順位

法定相続人とは、民法で定められた遺産を相続できる人です。遺言書があれば相続できる人は法定相続人に限られませんが、遺言書が無い場合は法定相続人に遺産が相続されます。

法定相続人は「配偶者」と「被相続人の血族」です。血族相続人には相続順位が定められています。

第1順位：子供、代襲相続人（直系卑属）

第2順位：親、祖父母（直系尊属）

第3順位：兄弟姉妹、代襲相続人（傍系血族）

「代襲相続人」とは、「本来の相続人」が亡くなっていた場合に代わりに相続人となれる人のことで、その相続人の子等（直系卑属）です。

◆法定相続で割合が異なる

民法で定められている法定相続を行う際には、この法定相続人の順位によって分割割合が異なります。例えば、配偶者と子供がいる場合は配偶者1/2、子供1/2が法定相続分で、配偶者と兄弟姉妹がいる場合は配偶者3/4、兄弟姉妹1/4が法定相続分です。また、子や兄弟姉妹が複数人いる場合は、それぞれの法定相続分を人数で割って算出することになります。

2023年6月の税務

6月12日

●5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付

6月15日

●所得税の予定納税額の通知

6月30日

●4月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●10月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）（6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日）

2023年7月の税務

7月10日

●6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日まで納付）

7月18日

●所得税の予定納税額の減額申請

7月31日

●所得税の予定納税額の納付（第1期分）

●5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞

●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

●11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

●消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付（7月中において市町村の条例で定める日）

おすすめ書籍のご紹介

努力が「報われる人」と「報われない人」の習慣



ジャンル	自己啓発・マインド
著者	塚本亮
出版社	明日香出版社
定価	1,760円（税込）
出版日	2023年01月21日
評点	
総合	3.5 ★★★★★
革新性	3.0 ★★★★★
明瞭性	3.5 ★★★★★
応用性	4.0 ★★★★★

あなたの努力は、ちゃんと結果に結びついているだろうか。自己満足になっていないだろうか。がんばっている姿を誰かに見せるためのものになっていないだろうか——。そう言われたら、ギクリとする方もいるはずだ。

本書の著者で、ベストセラー『「すぐやる人」と「やれない人」の習慣』の著者でもある塚本亮氏は、「努力が報われる人は努力を手段に過ぎないと考え、報われない人は努力を正義だと考える」と断言する。努力しなくても目標を達成できるのなら、それでいい。時には手を抜いたり、他者の力を借りたりすることが「正しい努力」になるケースもある。

「それって、ズルいんじゃないの?」と思う人もいるかもしれないが、まずはその思い込みから脱してほしい。どんなにがんばっても、目標を達成できないなら意味がない。成果を出し、目標に近づくための行動こそ、正しい努力なのである。

本書では「努力が報われる人」と「報われない人」の50の習慣が紹介される。「がんばっているのに成果が出ない」と悩む人に手にとってほしい。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>